

令和7年度高度管理継続研修会 受講後の質問 Q & A

先日開催いたしました継続研修の際、下記のご質問をいただきました。
県庁薬務課より回答いただきましたので皆様に共有いたします。
ご参考にさせていただきます。

質問:患者様から古いパルスオキシメーターを回収しました。
当該品はつなぎ目の部分が破損しており、患者様はそれを理由に新しい商品
を購入されました。
回収した破損品の廃棄はどのように行えばよいのでしょうか？

回答:今回のパルスオキシメーターについては、産業廃棄物としての扱いとなるか、
家庭ごみとしての扱いとなるかの判断が必要となります。
つきましては、適切な区分および処理方法の確認のため、下記担当課へお問
い合わせくださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課

電話:0952-25-7108 ファックス:0952-25-7109